


2024年1月 大和市の成人式（二十歳の祭典）の概要が決定

大和市では、コロナの分類が移行したことを受け、来年の成人式（二十歳の祭典）についてコロナ前の運営方法で実施することを決定しました。

コロナの頃は3部制であったものを1部制に戻すわけですが、これにより、美容サロンも従前の通り早朝からの営業を強いられることとなりますので、ご対応の検討をお勧めいたします。

なお、綾瀬市についてはまだ発表されていません。

 令和5年度 二十歳の祝典 予定内容

令和5年度二十歳の祝典開催予定の詳細

テーマ	現在、検討中
開催日時	令和6年1月8日（月曜日・祝日） 午前11時開式予定（午前10時15分開場予定）
会場	大和スポーツセンター（〒242-0029大和市上草柳一丁目1番1号）
対象者	平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれ、 令和5年11月1日現在、大和市に住民登録のある方
式典参加区分	1部制 （新型コロナウイルス感染症の位置づけがこれまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」となっていたが、令和5年5月8日より「5類感染症」に移行しました。これを受け、コロナ対策の一環として文化創造拠点シリウスにて3部制で開催してきた二十歳の祝典をコロナ禍以前の開催場所である「大和スポーツセンター」に変更し、1部制での開催へと変更することとなりましたので、ご注意ください。）
出席者数	
主催	大和市・大和市教育委員会・二十歳の祝典実行委員会
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 開式のことば ● 国歌清聴 ● 主催者紹介 ● 主催者挨拶（市長） ● 来賓挨拶 ● 来賓紹介 ● 祝電披露 ● 二十歳代表のことば ● 実行委員会企画 ● 閉式のことば ● （※現在予定しているものです。内容については今後実行委員会にて決定されるため、変更となる可能性があります。）
協力団体	未定

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/6/sonohokanojoho/seishonen/19081.html>

（検索：令和5年度二十歳の祝典開催日時等のお知らせ - 大和市）

大和市がまた来てねクーポン券取扱店舗の募集開始

大和市では昨年に続き「また来てねクーポン券」を発行しました。これに伴い、取扱い事業所の登録を令和5年9月1日（金曜日）より開始しました。

取扱店として登録を希望される事業者は、市ホームページ電子申請もしくは「大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定申請書」に必要事項を記入して、提出書類を添えて、窓口または郵送でお申し込みください。

・発行枚数：1冊「500円×100枚」（1店舗につき2冊）

・募集期間：令和5年9月1日（金曜日）～11月30日（木曜日）必着！

・使用期間：令和5年10月1日（日曜日）～12月31日（日曜日）

・請求期間：令和5年12月1日（金曜日）～令和6年1月31日（水曜日）必着！

・問合せ：大和市民経済部 産業活性化課 商業活性化係
〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1
電話：046-260-5134



大和市では、物価高騰による影響を受けている市内事業者を支援するため、「また来てねクーポン券」を発行します。取扱店として登録を希望される事業者は「また来てねクーポン券対象事業者募集要項」の内容を必ずご確認ください。「大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定申請書」(裏面)と必要書類を添え、郵送もしくは窓口、または市ホームページよりお申し込みください。

1. クーポン券の概要

- (1) 発行枚数 1店舗につき200枚 ※先着500店舗、到達次第受付終了。
- (2) クーポン券の構成 1冊「500円×100枚」(1店舗につき2冊)
- (3) 使用期間 令和5年10月1日(日)～12月31日(日)
- (4) 概要 市内の店舗での買い物などに使用できるクーポン券を作成。事業者は使用期間内であれば、クーポン券の配布及び使用の条件を店舗で自由に設定できます。来客したお客様に「また来てね!」の気持ちを込めて、クーポン券を渡してください。使用期限後は、使用済みクーポン券の枚数に応じて市から補助金を交付します。

2. 取扱店の登録資格

市内に店舗・営業所・事業所を有し、その場で取引を行う者で、事業の内容を理解したうえで、事業ルールを遵守し、適切に実施できる者。(市内に複数の店舗・営業所・事業所を有している場合はそれぞれ登録可)
※大和市魅力創出条例(平成23年大和市条例第4号)第2条第2号に規定する業種又は同条例第4号に規定する魅力創出等に該当する者、政治活動又は宗教活動を目的とする者、公序良俗に反する営業を行う者、風俗営業等の規制及び業務の適正化に關する法律(昭和23年法律第122号、以下「風俗営業法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業を営む者及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者に該当する場合は参加できません。

3. 登録申込手続き

- (1) 申込期間 令和5年9月1日(金)～11月30日(木) 必着!
- (2) 申込方法 専用ホームページ:ホームページの案内に従って必要事項を入力し、市内の店舗・営業所・事業所で営業を行っていることがわかる書類を添付ファイルで提出してください。郵送または窓口:申請書(裏面)に必要事項を記入し、市内の店舗・営業所・事業所で営業を行っていることがわかる書類を提出してください。
- (3) 取扱店の審査 取扱店として申請書が提出された時は、産業活性化課において申請内容を精査し、取扱店業種、同業種に該当するかを審査します。取扱店認定後、クーポン券とポスター他関係書類を申請者へ提供します。

4. 請求手続き

請求期間:令和5年12月1日(金)～令和6年1月31日(水) 必着! 請求期間を過ぎた場合、請求できません。
※窓口受付は平日8:30～12:00、13:00～17:00 ※年末年始12月29日(金)～1月3日(水)は受付できません。

5. 注意・遵守事項

- (1) 遵守事項
 - ・クーポン券が届いたら全てのクーポン券に店舗名を記入・押印し、使用状況が分かる使用済みクーポン券管理表を作成すること。
 - ・取扱店認定後に送付するポスターに配布・使用条件を記入して店舗の出入口その他、お客様から見やすい場所に掲示すること。
 - ・クーポン券を配布するときは、お客様に対し、クーポン券の使用条件、事業内容等の適切な説明をすること。
 - ・本事業の対象とならない商標に対して、クーポン券の使用を認めないこと。
 - ・募集要項の定め及びからの指示を遵守すること。
 - ・その他、本事業の目的に反するようない行為はしないこと。
- (2) 注意事項
 - ・クーポン券の盗難、紛失、偽造等に対して市は責任を負いません。
 - ・偽造された使用済みクーポン券、未使用のクーポン券を使用したものとして提出されたことや募集要項に違反する使用が判明した場合は、当該クーポン券の換金は行いません。
 - ・各店の領による換金が行われた場合は、その領の換金を求めます。
 - ・クーポン券は配布された店舗でのみ使用できます。(クーポン券は次回来店時に使用可)
 - ・クーポン券の配布・使用に際して苦情や紛争が生じた場合は、自らの責任において解決に努めていただきます。

お問い合わせ先 大和市産業活性化課 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1 TEL 046-260-5134
募集要項の確認、取扱店申し込み等はこちら→

三井住友銀行が税公金の取扱いを取りやめ

三井住友銀行は、以下の神奈川県内の自治体での「納付書」による公金の取り扱いを4月から取止めにしています。原則、窓口で受け付けてくれません。

大和市・厚木市・伊勢原市・海老名市・小田原市・座間市・茅ヶ崎市・藤沢市

※詳細は下記のURL 又は右記のQRコードから
ご覧ください。

<https://www.smbc.co.jp/kojin/zeikoukin/20221003.html>



10月1日から改正最低賃金が適用

神奈川県の最低賃金が現行(1時間1,071円)から41円(3.83%)引き上げられ、**1,112円**となり10月1日から適用されます。

○神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

○次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当②臨時に支払われる賃金
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

1,112円

時間額 **41円UP**



最賃を引き上げたら、「業務改善助成金」を利用しましょう！！

これは、最低賃金の引き上げによる中小企業・小規模事業者の経営を支援する助成金です。

- ・POSレジシステム導入
 - ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
 - ・広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設、などが助成対象経費となります。
- 問合せ先：業務改善助成金コールセンター 0120-366-440